

公益社団法人花巻市シルバー人材センター専門委員会設置規程

(目的)

第1条 公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業をより効果的に推進することを目的に、センター定款第40条第1項に基づき、理事会の主導する専門委員会を置く。

(種別)

第2条 理事会が設置する専門委員会は次のとおりとする。ただし、必要と認められるときは、他の専門委員会を設置することができる。

- (1) 推進会議
- (2) 総務・普及啓発委員会
- (3) 事業・安全対策委員会
- (4) 就業開拓委員会
- (5) 広報委員会

(委嘱)

第3条 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て、理事、会員及びセンター職員の中から理事長が委嘱する。

2 理事長は、必要と認め、前項以外の者を委員に委嘱することがある。

(構成員数)

第4条 専門委員会の構成員数は、若干名とする。

2 各専門委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。ただし、理事会において委員長及び副委員長を選出することがある。

3 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

(招集)

第5条 専門委員会は理事長又は委員長が招集し、委員長が座長となる。また、理事会及び他の専門委員会と合同で開催することを妨げない。

(所掌事項)

第6条 専門委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進会議
 - ア センター事業の総括
 - イ 専門委員会間の連携調整
 - ウ 事業実績の月次点検及び分析
 - エ 事業の企画立案
- (2) 総務・普及啓発委員会

- ア 総務、財務及び組織に関すること
- イ 会員の入会、登録に関すること
- ウ センター事業の普及、拡大及び啓発に関すること
- エ 各種調査の実施に関すること
- オ 関係諸団体との連携に関すること
- カ 他の専門委員会に属さないこと

(3) 事業・安全対策委員会

- ア 受託事業の開拓及び提供に関すること
- イ 研修及び能力開発に関すること
- ウ 就業の相談に関すること
- エ 独自事業の企画立案に関すること
- オ 安全就業実施計画の策定及び推進に関すること
- カ 会員の健康や安全に関すること
- キ 就業上発生した事故の分析及び事故防止対策に関すること
- ク 適正な就業に関すること

(4) 就業開拓委員会

- ア 新たな就業機会の開拓に関すること
- イ 新たな就業会員の確保に関すること
- ウ センターの効率的及び効果的な運営に関すること

(5) 広報委員会

- ア 広報「シルバー花巻」の取材、編集、校正及び発行に関すること
- イ 広報によるセンター事業の普及、拡大及び啓発に関すること
- ウ ホームページの更新に関すること
- エ 各種イベントの記録等に関すること

(指導助言)

第7条 委員長は、必要のあるときは、理事長に申出て、委員以外の関係者の指導助言を求めることができる。

(報告)

第8条 専門委員会は、調査、審議の結果について理事会に報告するものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は、センタ一定款第16条の規定を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、センター専門部会設置要綱及びセンター安全就業委員会規程を廃止する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、センター就業開拓推進委員会規程を廃止する。